

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

意見の提出状況

意見の提出件数 5 件

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正（案）に係るもの】

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. は種又は植付けのための準備期間中の使用回数を総使用回数に含めることは、残留面から考えた場合あまり意味がないのではないか。特に茎葉散布剤はカウントしても意味がないのではないか。</p>	<p>農薬の使用場面において、育苗期間に使用した農薬は、農作物に付着するほか、育苗培土に残留し、生育期間を通して農作物に吸収される可能性もあり、必ずしも農作物の生長に従い残留濃度が減少するとは断定できません。このため、農産物の安全性を確保するためには、株元処理、散布等使用方法にかかわらず、農薬の登録時の試験成績等に基づき農薬の登録時に定められた農薬の総使用回数の遵守が必要です。なお、今回の改正では、これまで不明確であった「総使用回数」の定義について、育苗期間中の使用回数もカウントされることを明確にしたところです。</p>
<p>2. 育苗期間中の農薬もカウントされると、苗の栽培者が農薬使用を躊躇し、苗の品質が低下する。</p>	<p>農作物の安全性確保のためには、種苗段階での使用も含めて農薬の総使用回数を遵守することが重要であることから、これまで不明確であった「総使用回数」の定義について、育苗期間中の使用回数もカウントされることを明確にしたものです。</p>
<p>3. 庭の草花、樹木に時々農薬を散布する程度であれば、害虫が発生する都度使用することを認めるべきではないか。また、家庭菜園等で使用するためだけに何種類もの農薬を買うのは不経済な上に、むしろより危険である。ひとつの農薬で色々な農作物に使用することを認めるべきである。</p>	<p>農薬の適用農作物の範囲やその使用方法は、当該農薬の作物残留性、薬害の程度等からみて定められています。このため、農薬はラベルに表示された適用農作物等に対し、表示された方法に従って使用していただくようお願いいたします。</p>

【その他（今回のパブリック・コメントの募集内容と直接関係ないもの）】

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1．購入苗に農薬使用履歴を記載するのは難しいのではないか。</p>	<p>農作物の安全性確保のためには、種苗段階での使用回数も含めた農薬の総使用回数が表示された総使用回数以下となることが重要であり、また、どのような農薬を何回使用したのか知りたいという消費者の要望に応えていくためにも情報提供を行うことは必要と考えています。</p>
<p>2．無農薬野菜の定義を厳しくすべき。</p>	<p>「無農薬」等の表示については、従来から「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知）において、「農産物の生産過程等において農薬を使用しない栽培方法により生産された農産物」に係る生産と表示のルールを定め、これら農産物の表示の適正化を図ってきたところです。</p> <p>しかしながら、「無農薬」という表示から消費者が受け取るイメージが「土壌等に残留した農薬や周辺ほ場から飛散した農薬を含め、一切の残留農薬を含まない農産物」であり、誤解を招くおそれがあることから、昨年5月に同ガイドラインを改正（本年4月1日以降に生産された農産物から適用）しました。これにより「無農薬」という表示を禁止するとともに「農薬不使用」、「農薬無散布」、「農薬を使ってません」等消費者に誤解を与えることなく特別な栽培方法であることを正確に消費者に伝えられる表示方法とするよう生産者等の表示を行う者に求めているところです。</p>
<p>3．農薬使用者とは誰なのか。農家の人だけなのか。一般の人も含められるのか。 仮に農家の人が違反した場合、指導する職業の人には責任は及ばないのか。</p>	<p>農薬使用者とは、農薬を使用する者のことであり、家庭菜園等で農薬を使用する一般の者も含まれます。</p> <p>農薬の使用についての責任は、一義的には、家庭菜園での農薬使用者も含む農薬使用者にあります。したがって、すべての農薬の使用者は、その使用に際し、ラベル表示をよく読み、表示された方法に従って使用する必要があります。</p>
<p>4．家庭菜園はこの規制から除外すべきである。</p>	<p>家庭菜園で生産される農作物であっても、その安全性を確保するために農薬使用基準を遵守する必要があります。</p>
<p>5．自己圃場以外への飛散禁止及び周辺有機圃場への飛散禁止義務を追記してほしい。</p>	<p>農薬の飛散防止対策については、「平成15年度農薬危害防止運動の実施について」（平成15年5月29日付け医薬発第0529006号、15生産第1428号厚生労働省医薬局長・農林水産省生産局長通知）等により、農薬の使用者は、その使用に際し農薬の飛散について十分注意するよう指導しているところです。</p> <p>また、特に無人ヘリコプターを利用した農薬の使用に</p>

については、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）により、農薬が飛散しないよう指導を行っているところです。